明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別表十七（三の九）　外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・	法人名	

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社の名称	1		事業年度	2	・ ・ ・

部分適用対象金額及び部分課税対象金額等の計算

(21)＋(29)＋(32)＋(別表十七(三の九)付表「11」＋「21」＋「39」)	3		(4)－(5)	6	
(39)＋(47)＋(50)＋(53)＋(61)＋(別表十七(三の九)付表「31」)（マイナスの場合は０）	4		部分適用対象金額 (3)＋(6)	7	
			請求権等勘案合算割合	8	%
部分適用対象損失額の当期控除額（別表十七(三の九)付表「41の計」）	5		部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (7)×(8)	9	（　円）

特定所得の金額の計算

剰余金の配当等	剰余金の配当等の額の合計額	10		有価証券の譲渡損益	(36)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額に係る原価の額の合計額	37	
	(10)のうち持株割合25%以上等の子法人から受ける剰余金の配当等の額((12)に該当するものを除く。)	11			(35)に係る直接費用の額の合計額	38	
	(10)のうち持株割合10%以上等の資源関連外国子法人から受ける剰余金の配当等の額	12			(35)－(((36)－(37))＋(38))	39	
	(11)及び(12)のうち支払法人において損金算入される剰余金の配当等の額	13			一単位当たりの帳簿価額の算出の方法	40	移動平均法・総平均法
	(10)－((11)＋(12)－(13))	14		デリバティブ取引に係る損益	デリバティブ取引に係る損益の額	41	
	(14)に係る直接費用の額の合計額	15			(41)のうちヘッジ取引として行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額	42	
	負債利子配賦額 当期に支払う負債利子の額の合計額	16			(41)のうち短期売買商品等損失額を減少させるために行つた一定のデリバティブ取引に係る損益の額((42)に該当するものを除く。)	43	
	負債利子配賦額 (16)のうち(15)に含まれる金額	17			(41)のうち先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)	44	
	負債利子配賦額 総資産の帳簿価額	18			(41)のうち一定の金利スワップ等に係る損益の額((43)に該当するものを除く。)	45	
	負債利子配賦額 (14)に係る株式等の帳簿価額	19			(41)のうち一定の商品先物取引業者等が行う一定の商品先物取引に係る損益の額((42)から(45)までに該当するものを除く。)	46	
	負債利子配賦額 (16)×(19)/(18)－(17)（マイナスの場合は０）	20			(41)－((42)＋(43)＋(44)＋(45)＋(46))	47	
	(14)－(15)－(20)（マイナスの場合は０）	21		外国為替差損益	外国為替差損益の額	48	
受取利子等	受取利子等の額の合計額	22			(48)のうちその行う事業(投機的な取引を行う事業を除く。)に係る業務の通常の過程において生ずる外国為替差損益の額	49	
	(22)のうち業務の通常の過程において生ずる預貯金利子の額	23			(48)－(49)	50	
	(22)のうち一定の貸金業者が行う金銭の貸付けに係る利子の額	24		その他の金融所得	その他の金融所得に係る損益の額((21)、(29)、(32)、(39)、(47)又は(50)に該当するものを除く。)	51	
	(22)のうち一定の割賦販売等に係る利子の額	25			(51)のうちヘッジ取引として行つた一定の取引に係る損益の額	52	
	(22)のうち一定のグループファイナンスに係る利子の額((24)に該当するものを除く。)	26			(51)－(52)	53	
	(22)－((23)＋(24)＋(25)＋(26))	27		保険所得	当期に収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料(当該収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものを除く。)	54	
	(27)に係る直接費用の額の合計額	28			当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険返戻金	55	
	(27)－(28)（マイナスの場合は０）	29			当期に支払つた、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額	56	
有価証券の貸付けに係る収益	有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	30			(54)＋(55)－(56)（マイナスの場合は０）	57	
	(30)に係る直接費用の額の合計額	31			当期に支払つた、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額	58	
	(30)－(31)（マイナスの場合は０）	32			当期に収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額	59	
有価証券の譲渡損益	有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	33			(58)－(59)（マイナスの場合は０）	60	
	(33)のうち持株割合25%以上の法人の株式等の譲渡に係る対価の額の合計額	34			(57)－(60)	61	
	(33)－(34)	35					
	(33)に係る原価の額の合計額	36					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）